

## 「新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業」Q&Aについて

1 看護師等1人1時間当たり2,760円とありますが、「薬剤師」及び「事務職員」もこれに該当するのでしょうか。

(答)

- 病院において特別な接種体制を組む場合の財政支援においては、看護師等の中に、薬剤師や事務職員も含まれます。ただし、対象となる日は、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの期間中に4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上/日の接種を行った日の業務に限ります。（「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」については、薬剤師や事務職員を含みません。）

2 接種回数のカウントについて、診療所や病院の入院患者に接種した回数もカウントに入れて良いか。高齢者施設に訪問し、施設入所者に接種した回数もカウントに入れて良いか。

(答)

- 構いません。

3 支援金の請求時間は準備時間も含め拘束時間で請求してもいいのでしょうか。

(答)

- ワクチン接種のための準備に専念している時間内で、準備を行った者の実働時間については対象となります。休憩時間は含みません。

4 接種回数には、高齢者接種だけでなく医療従事者接種の回数を含んだもので構わないか。

(答)

- 構いません。

5 医療従事者への接種、高齢者等への接種、1回目、2回目等の回数の別を問わず、1接種数を1と数えればよろしいか。また、予診のみとなった場合は接種を行っていないため、回数にカウントすることはできないと考えてよろしいか。

(答)

- お見込みの通り、状況の別を問わず、1接種で1カウントです。また、予診のみは1カウントに含まれません。

6 50回以上/日の接種を行えるような体制は組んだものの、予約キャンセルにより結果的に50回以上/日の接種ができなかった場合、追加交付は受けられないということになるのか。

(答)

- 受けられません。実績ベースとなります。

7 50回以上の接種を行った週に属する日で、50回未満の接種を行った日に接種に当たった医師等の勤務時間については、支援の対象となるか。

(答)

- 50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの期間中に4週間以上ある場合の条件を達成した週に属する50回以上/日の接種を行った日の勤務時間のみが対象となります。

8 診療所への接種回数に応じた加算について、週100回以上の接種を行った週が4週以上ある場合に達成となり、加算されますが、4週以上達成した場合は、達成できなかった週の実績も加算対象となるのでしょうか。

(答)

- 対象となりません。

9 50回/1日を計算するにあたって、深夜12時を越えて接種した日があった場合は、どのように計算すればいいですか。

(答)

- 1日の考え方は、0時から24時までで、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付の分として計算してください。

10 4週以上の4週は連続していなければ支給対象とならないのか。

(答)

- それぞれの期間中に、回数を満たす週が4週間あれば支給対象となるため、連続している必要はありません。

11 医師の時間が2.5時間だった場合に、入力する数値は切り上げて「3」、切り捨てて「2」、あるいは「2.5」のいずれでしょうか。もし「2.5」で入力すると、1時間未満の端数が生じますが、その取扱いはどうなりますか。

(答)

- 日曜から土曜を足し上げた週計の段階で1時間未満(分)について切り捨てることとされています。看護師等の延べ時間も同様です。

12 職域接種についても対象外と聞いているのですが、その整理に違いはないのでしょうか？

(答)

- 企業内診療所が実施した場合や、外部の医療機関が企業に出張して実施した場合は、「個別接種促進のための支援」の対象となりません。  
なお、中小企業が実施する職域接種における接種対象者が、企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、医療機関の種別に応じて、「個別接種促進のための支援」の対象となります。  
また、大学等の実施する職域接種について、大学の附属病院が当該大学内で実施する場合及び大学の附属病院に接種対象者が出向いて接種を受ける場合は、個別接種促進のための支援の対象となります。

**13 看護師等の「等」とは、受付や誘導案内をしている事務職も含まれるのでしょうか**

(答)

- 看護師等の「等」には、新型コロナワクチンの接種業務に従事する方であれば、受付や事務職員も含まれます。なお、コロナワクチン接種のために、平時と異なって専従の体制を取っている場合が対象となります。

**14 ワクチン接種のために待機している医師や、接種の補助又は見回りをしている看護師は、支援（医師7,550円/時間・看護師等2,760円/時間）の対象になるのでしょうか。**

(答)

- コロナワクチン接種のために、平時と異なって専従の体制を取っている場合が対象となります。コロナワクチン接種業務に従事している時間であれば対象となります。

**15 「看護師等」の支援について、受付業務や接種者の補助の役割を担う事務員やその他の医療従事者、駐車場の誘導員等を派遣会社から雇用した場合にも対象となりますか。**

(答)

- 新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方が職種を問わず対象となります。当該病院でコロナワクチン接種を行ったために、駐車場が混雑して誘導員がいなければ支障が生じるような場合において、特別な体制を組み、コロナワクチンの接種を行うに当たって、必要な人員として配置したのであれば、コロナワクチン接種業務に従事している時間帯で対象となります。

**16 1週間の考え方は、月曜日から算定するのか日曜日から算定するのか。**

(答)

- 日曜日から土曜日で算定することとしています。

**17 個別接種促進のための支援について、指定された期間の最終週は次月の第1週目を含むこととなるが、算定期間の最終日は、月の末日か、それとも最終週が属する土曜日のいずれか。**

(答)

- 以下のとおりお示しします。

令和4年10・11月	: 10月2日(日)～12月3日(土)
令和4年12月・令和5年1月	: 12月4日(日)～2月4日(土)
令和5年2・3月	: 2月5日(日)～3月31日(金)

**【令和4年10月以降の接種に係る要件の変更関係】**

**18 「新型コロナウイルスワクチン接種促進支援事業」における時間外、夜間及び休日の定義は何か。**

(答)

- 以下の記載のとおりであり、いずれか一つに該当すれば要件を満たします。

時間外	: 当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜間	: 18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)
休日	: 日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。

なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として

取り扱う。

加えて、土曜日も休日として取り扱う。(医療機関の診療日に関わらない)

- ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。
- 接種費用の時間外・休日の接種に対する加算(時間外+730円、休日+2,130円)における考え方とは異なるためご留意願います。(例:土曜日に診療時間を設けている医療機関が診療時間内に接種を行った場合、本支援における休日(土曜日)に接種体制を用意しているため、本支援の要件は満たすが、接種費用の請求においては、従前どおり、土曜日は休日ではなく、また、診療時間内の接種であることから、時間外加算、休日加算の請求はできない。)日曜日から土曜日で算定することとしています。

19 「時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意」について、「接種体制を用意」には、時間外、夜間または休日において、自身の診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合も「接種体制を用意」したことのみならず、

(答)

- ご認識のとおり、医療機関が自治体の集団接種会場等に時間外、夜間または休日に医療従事者を派遣した場合も含まれます。  
また、週に100回(150回)以上行った場合の支援、1日50回以上行った場合の支援の両方で同じ取扱いです。  
なお、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

20 個別接種促進のための支援を受けるに当たり、時間外、夜間または休日にかかる接種体制は、いつ、また、どの程度の日数で実施する必要があるか。

(答)

- 週に100回(150回)以上接種を行った場合の支援については、当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。
- 50回以上/日の接種を行った場合に10万円を交付する支援については、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

21 週に100回(150回)、1日50回の接種数は、時間外、夜間または休日に行った接種のみを計上するのか。

(答)

- 支援の要件となる接種数には、時間外、夜間に行った接種以外の接種(日中の診療時間内に行った接種等)を計上して差し支えありません。また、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には支援の対象となります。

22 病院において、令和4年12月以降に50回／日の接種を行った場合、「1日当たり10万円」の補助金は支給対象外となるのか。

(答)

○ 支給対象外となります。病院については、「50回／日の接種を行った場合、1日当たり10万円」の補助金の支給対象となるのは、令和4年11月末までに実施した接種に限られます。

また、11月末までの接種についても、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが要件となります。

23 病院が特別な体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援についても11月で終了となるのか。

(答)

○ 特別な体制を整備して接種を行った場合の人件費に関する支援については、12月以降も引き続き対象となります。

24 病院が特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上、4週間以上行った場合の支援については、時間外、夜間または休日にかかる接種体制の要件は求められないのか。

(答)

○ 従前のおりのままです。本支援については、令和4年10月以降においても、令和4年9月までの要件同様、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していなくても支援の対象となります。